

国土強靱化計画策定ガイドライン(第6版)
(内閣官房推進室) より
A-1

II 国土強靱化地域計画とは

国土強靱化地域計画とは、地方公共団体の策定する国土強靱化計画です。ここではその位置付け、計画を策定するメリット、定めるべき内容や地方公共団体の他の計画との関係などについて説明します。

1. 国土強靱化地域計画の位置付け

地域計画の法律上の位置付けや策定の必要性、国の基本計画との関係、市町村の場合には都道府県の地域計画との関係について説明します。

(1) 国土強靱化地域計画の性格

地域計画は、基本法第十三条に規定されており、他の計画の指針となることが定められています。

○地域計画は、**国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となる**ものであり、国における基本計画と同様に、地域における**国土強靱化に係る計画等の指針**（いわゆる「アンブレラ計画」（21 頁図））としての**性格を有する**もの（以下「国土強靱化に係る指針性」という）です。

○すなわち、地方公共団体の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な見直しを行うものです。

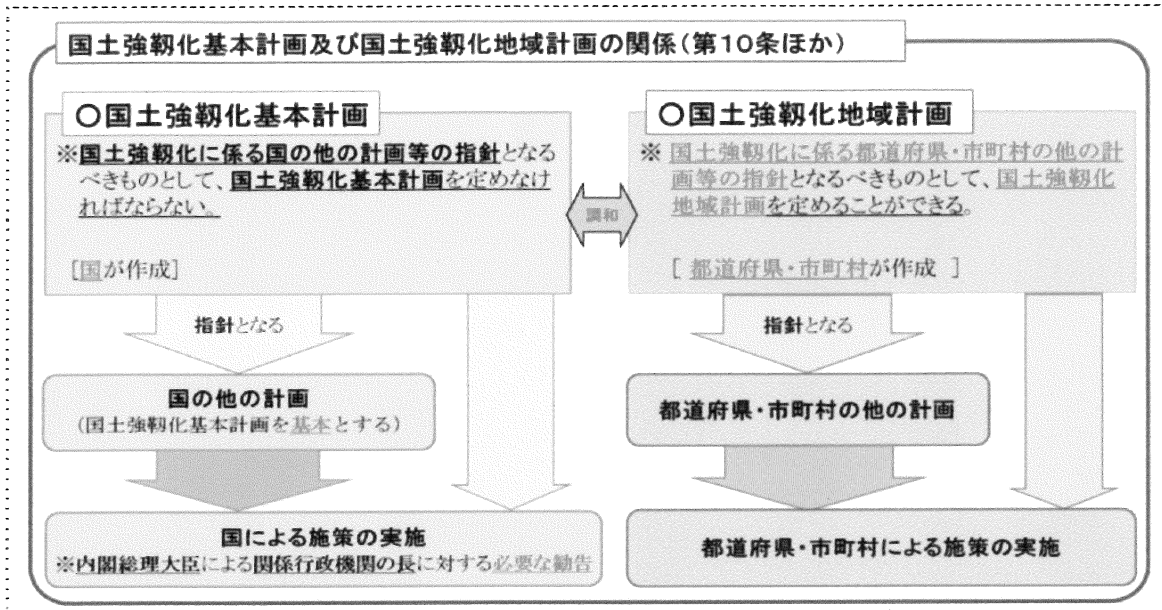
基本法第十三条（国土強靱化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

○また、各種計画等における修正が地域計画の策定や見直しにつながる場合もあります。

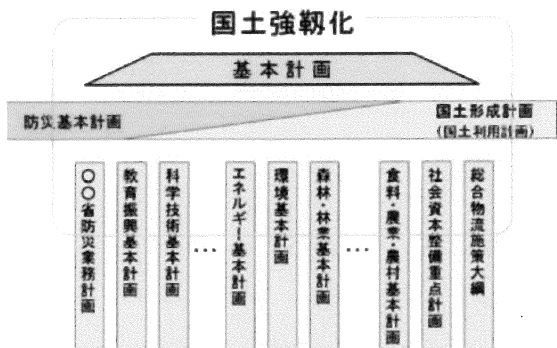
A-2

〔参考〕 国土強靱化に関する計画の体系

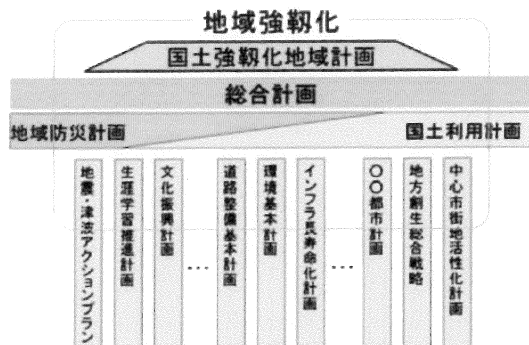


〔参考〕 アンブレラのイメージ

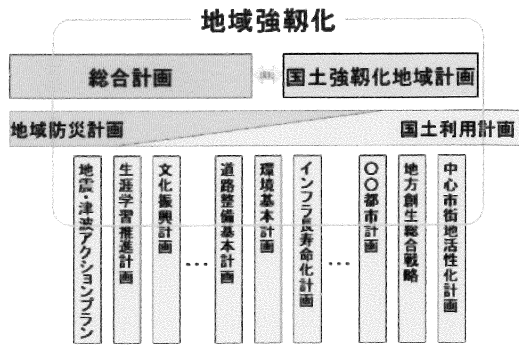
国の基本計画の場合



地域計画の場合①



地域計画の場合②



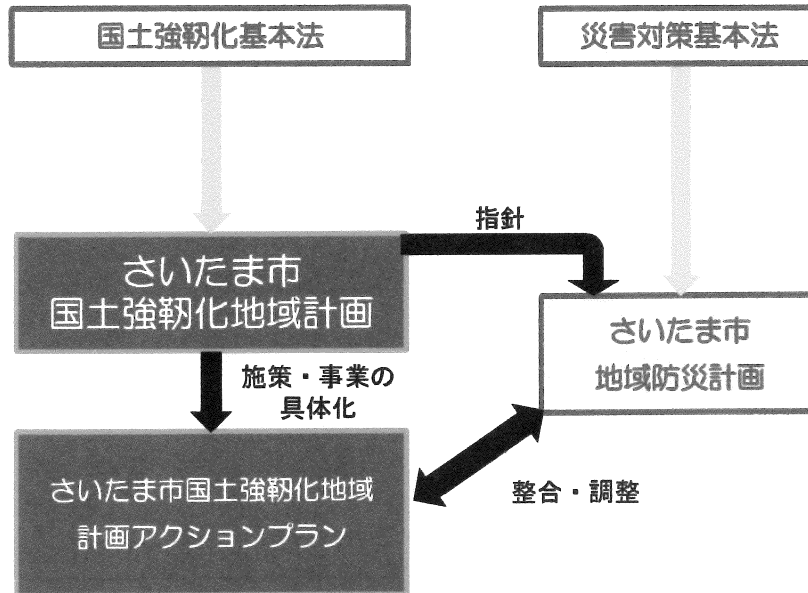
さいたま市国土強靱化地域計画
アクションプランより
B-1

1. はじめに

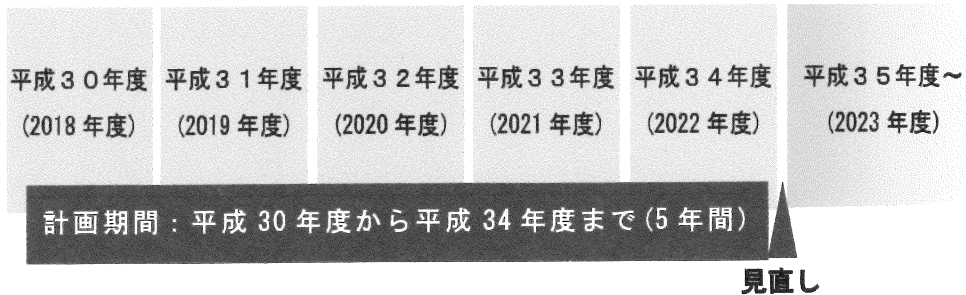
「さいたま市国土強靱化地域計画アクションプラン」（以下「本プラン」という。）は、「さいたま市国土強靱化地域計画」（以下「強靱化計画」という。）を推進していくための具体的な施策・事業を定めた推進計画です。強靱化計画における「事前に備えるべき目標」や「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定を背景に、同計画の根拠となる強靱化関連施策・事業の内容を、体系的に整理しています。

以下に、本プランの位置づけを示します。本プランは、強靱化計画の下位計画に位置づけられるとともに、本市の防災に係る基本的な計画である「さいたま市地域防災計画」と整合・調整を図っていくものとなります。

■本プランの位置づけ



本プランの期間については、強靱化計画と同様に、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）とし、基本的には5年ごとに見直しを行います。総合振興計画の改定や状況の変化に応じ、随時見直しを行うものとします。



B-2

事業の名称	[No.52] 無電柱化事業				
担当局	建設局	担当課	道路環境課		
事業の概要	都市景観の向上や歩行空間のバリアフリー化、災害対策、良好な住環境の形成などの観点から、無電柱化を推進する。				
施策分野	(道路・交通・物流)				
現況 (H29.12月末時点)	取組・目標値				
	H30年度末	H31年度末	H32年度末	H33年度末	H34年度末
電線類の地中化済延長76km (H28年度末)	電線共同溝整備延長0.9km ・主要地方道さいたま春日部線 ・一般県道大間木蔭線 ・一般県道鴻巣桶川さいたま線	電線共同溝整備延長1.8km ・主要地方道さいたま春日部線 ・一般県道大間木蔭線 ・一般県道鴻巣桶川さいたま線	電線共同溝整備延長2.0km ・主要地方道さいたま幸手線 ・一般県道鴻巣桶川さいたま線 ・市道22574号線	電線共同溝整備の推進 ・主要地方道さいたま幸手線 ・主要地方道さいたま春日部線 ・一般県道鴻巣桶川さいたま線 外	電線共同溝整備の推進 ・主要地方道さいたま幸手線 ・主要地方道さいたま春日部線 ・一般県道鴻巣桶川さいたま線 外

事業の名称	[No.53] 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進				
担当局	建設局	担当課	建築総務課		
事業の概要	指定された緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震補強設計・工事等を実施した所有者に費用の一部を助成する。				
施策分野	(住宅・都市)				
現況 (H29.12月末時点)	取組・目標値				
	H30年度末	H31年度末	H32年度末	H33年度末	H34年度末
従来からの助成制度を実施するとともに、耐震診断に対する助成金については、平成27年度より対象建築物の拡大及び補助率、補助限度額の拡充を行い実施した。また、引き続き緊急輸送道路に面する一定規模以上の建築物の所有者・管理者に対して、耐震診断や耐震補強設計・工事に向けた働きかけを行なった。 平成29年度助成棟数 (12月末時点) 耐震診断 2棟 耐震補強設計 1棟	緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を促進するため、助成事業を実施するとともに、引き続き戸別訪問等による働きかけを行う。	緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を促進するため、助成事業を実施するとともに、引き続き戸別訪問等による働きかけを行う。	緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を促進するため、助成事業を実施するとともに、引き続き戸別訪問等による働きかけを行う。	緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を促進するため、助成事業を実施するとともに、引き続き戸別訪問等による働きかけを行う。	緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を促進するため、助成事業を実施するとともに、引き続き戸別訪問等による働きかけを行う。

◆事前に備えるべき目標3：交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

B-3

リスクシナリオ3-1：沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

事業の名称	[No.50] 狭あい道路拡幅の普及・啓発				
担当局	建設局	担当課	建築指導課、建築総務課		
事業の概要	幅員4m未満の道路の改善に向けて、狭あい道路の拡幅に関する普及・啓発活動を実施するとともに、後退部分を寄附した土地の所有者に対して分筆・登記等に係る費用の一部を補助する。				
施策分野	(住宅・都市)				
現況 (H29.12月末時点)	取組・目標値				
	H30年度末	H31年度末	H32年度末	H33年度末	H34年度末
寄附件数 平成20年度～28年度 4,215件 平成29年度(12月末時点) 252件	周知・啓発活動を実施し、引き続き狭あい道路の拡幅に努める。	周知・啓発活動を実施し、引き続き狭あい道路の拡幅に努める。	周知・啓発活動を実施し、引き続き狭あい道路の拡幅に努める。	周知・啓発活動を実施し、引き続き狭あい道路の拡幅に努める。	周知・啓発活動を実施し、引き続き狭あい道路の拡幅に努める。

事業の名称	[No.51] 暮らしの道路整備事業				
担当局	建設局	担当課	道路環境課		
事業の概要	幅員4m未満の道路について、地元の協力により後退用地の寄附を受け、拡幅整備を行う。				
施策分野	(道路・交通・物流)				
現況 (H29.12月末時点)	取組・目標値				
	H30年度末	H31年度末	H32年度末	H33年度末	H34年度末
暮らしの道路整備進捗率(整備済箇所/要望箇所×100)：80% (H28年度末)	暮らしの道路整備進捗率(整備済箇所/要望箇所)の向上	暮らしの道路整備進捗率(整備済箇所/要望箇所)の向上	暮らしの道路整備進捗率(整備済箇所/要望箇所)の向上	暮らしの道路整備進捗率(整備済箇所/要望箇所)の向上	暮らしの道路整備進捗率(整備済箇所/要望箇所)の向上

基本施策

30

水産業の振興

基本方針

水産物の安定供給を図るため、河川、海の持つ多様な機能を踏まえながら、つくり育てる漁業の振興を図り、経営基盤の整備を進めて担い手の育成・確保に努めるとともに、漁業の生産基盤の整備を進めます。また、内水面漁業の振興を図ります。

目標指標

指標	説明	現状値 (平成 27 年度)	前期目標値 (平成 33 年度)
漁業経営体数	4漁協(小野田、高泊、厚狭、埴生)の経営体数	57 経営体	57 経営体
漁獲量	—	1,127t/年	1,127t/年

現状と課題

- 漁業従事者の高齢化と後継者不足に直面しています。今後、担い手の育成・確保に向けて、各漁協や県など関係機関との連携を深め、経営支援、啓発活動等の取組を一層強めていく必要があります。
- 放流事業を行っているクルマエビ、ガザミの漁獲量は安定していますが、漁業全体の漁獲量、魚価収入は減少しています。また、ノリ養殖についても、水質環境の変化等により生産量が減少し、経営体も減少しています。このような中、漁業経営体数の減少抑制は重要な課題となっており、水産物の安定供給を図る上でも栽培漁業や資源管理漁業を推進するなど、育てる漁業の取組を継続して進める必要があります。
- 市内4漁港は築造後年数が経過し、老朽化が進んでいます。漁港は、地域漁業の生産・流通の基盤であることから、漁港の安全性を向上し、働きやすい就労環境を実現するため、引き続き老朽化対策、浚渫等を進める必要があります。

基 本 事 業

(1) 水産業の経営基盤の強化

漁業の担い手の育成・確保に向け中核的な漁業者の育成、新規就業者対策に取り組むほか、融資制度の充実など経営基盤の強化を図ります。また、河川、海 of 自然環境の保全を踏まえながら水産物の安定供給ができるよう栽培漁業や資源管理漁業を推進します。

【評価指標】

指標	説明	現状値 (平成 28 年度)	前期目標値 (平成 33 年度)
過去3か年のクルマエビ、ガザミの平均漁獲量	—	25.7t	25.7t
厚狭川の水産資源の回復を図るため種苗(アユ、ウナギ、モクズガニ)を放流した回数	—	3回/年	3回/年

主要事業

■栽培漁業推進事業

■内水面漁業推進事業

(2) 水産業の生産基盤の整備

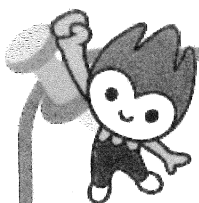
漁港の安全性を向上し、働きやすい就労環境を実現するため、漁港施設の整備や浚渫しゅんけつを行い、操業時間の増加を図ります。

【評価指標】

指標	説明	現状値 (平成 28 年度)	前期目標値 (平成 33 年度)
殖生漁港施設の整備事業進捗率	—	72.0%	94.0%

主要事業

■漁港整備事業



農林水産業を担う人たちを応援する日本一の取組

募集から研修、就業、定着までの一貫した「日本一の支援」を構成する3つの柱

山口県で
農林漁業を
始めることを
決意します

研修
働く準備を
します

就業
働き始めます

定着
働き続けます

募集

- 農林漁業を始めたい人の相談に応じます(相談窓口)
- ホームページなどを利用して全国に向けて情報を発信します
- 県内や大都市などの説明会で、県内外から就業希望者を呼び込みます

研修

- 研修生への研修に必要な経費を支給
- 研修生を指導する農家・漁家に必要な経費を支給
- 農業大学校での社会人を対象とした研修に「法人就業コース」を実施

「日本一の支援」を構成する3つの柱 ① 給付金制度の充実

就業

経営開始初期に必要な経費を5年間支給(自営)
研修に必要な経費を5年間支給(法人など雇用)

漁業

研修などに必要な経費を3年間支給(自営)
職場での研修を支援(法人など雇用)

林業

研修などに必要な経費を3年間支給(森林組合など雇用)

「日本一の支援」を構成する3つの柱 ② 受入体制の充実

就業

- 新たに農林漁業を始める人たちの住宅を確保
- 農業用の機械や施設、漁船などを整備

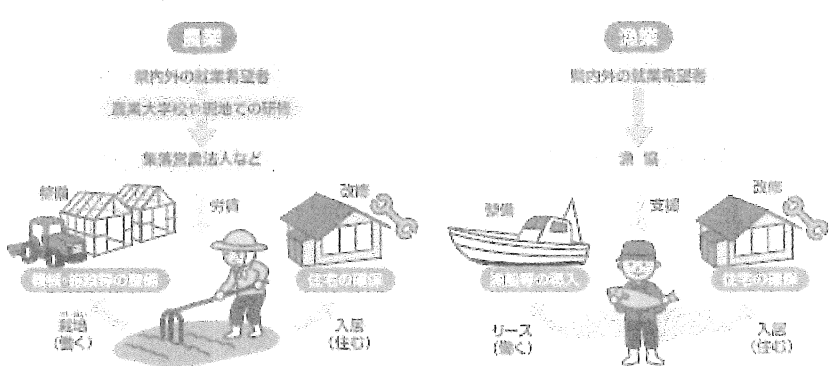
「日本一の支援」を構成する3つの柱 ③ 技術指導体制の強化

就業

- 農業大学校において、法人で働くために必要な技術を学ぶための研修・技術指導を新たに実施
- 林業における労働安全のための研修などを実施

農業	【自営就業】				
	1年	2年	3年	4年	5年
150万円×5年					
漁業	【自営就業】				
	1年	2年	3年		
150万円			120万円	90万円	
林業	【森林組合等就業】				
	1年	2年	3年		
120万円			×3年		

法人等就業	【法人等就業】(法人等職員など)				
	1年	2年	3年	4年	5年
120万円×2年		90万円	60万円	30万円	
法人等就業	【法人等就業】				
	3年				
120万円					



山口県ホームページ

杉本保喜議員

資料8